

・解答

	借方科目	金額	貸方科目	金額
1	有価証券	89,800	現金	89,800
2	仕入	405,000	前払金	40,000
			買掛金	360,000
			現金	5,000
3	普通預金	179,676	売掛金	180,000
	支払手数料	324		
4	備品	810,000	現金	310,000
			未払金	500,000
5	預り金	240,000	現金	240,000

・解説

1. 有価証券の購入に関する問題です。
有価証券を購入した場合は、取得原価に付随費用（取得に伴い発生した費用）を含めて資産計上します。

$$\text{取得原価} = \text{購入代価} + \text{付随費用} = 89,300 \text{ 円} + 500 \text{ 円} = 89,800 \text{ 円}$$

有価証券の購入に関する問題は、第 103 回の間 5や第 108 回の間 4、第 119 回の間 2、第 121 回の間 5、第 124 回の間 5、第 133 回の間 1、第 138 回の間 1、第 148 回の間 3でも出題されているので、あわせてご確認ください。

2. 仕入取引に関する問題です。
この問題は【前払金に関する仕訳】【買掛金に関する仕訳】【送料に関する仕訳】に分けて考えましょう。

【前払金に関する仕訳】

問題文に「商品代金のうち 10%は前金としてあらかじめ支払済みであるため相殺し」とあるので、前金 40,000 円（=400,000 円×10%）の支払時の仕訳を考えたらうで解答を導き出すと分かりやすいです。

☆前金支払時の仕訳 ※既に切られた仕訳

(借) 前払金 40,000 / (貸) 現金など 40,000

★解答仕訳①

(借) 仕入 40,000 / (貸) 前払金 40,000

【買掛金に関する仕訳】

問題文に「残額は掛けとした」とあるので、残額の 360,000 円（=400,000 円－40,000 円）を通常の掛け仕入として処理するだけです。

★解答仕訳②

(借) 仕入 360,000 / (貸) 買掛金 360,000

【送料に関する仕訳】

送料や引取運賃などの付随費用は、商品を仕入れるさいに不可避免的に発生する費用なので、仕訳を切るさいは**仕入勘定に含めて処理**します。

$$\text{購入代価 (400,000 円)} + \text{付随費用 (5,000 円)} = \text{商品の仕入原価 (405,000 円)}$$

★解答仕訳③

(借) 仕 入 5,000 / (貸) 現 金 5,000

以上、①②③をまとめると解答仕訳になります。

3. 売掛金の回収に関する非常に簡単な問題です。

掛け代金から振込手数料を差し引いた残額 179,676 円 (=200,000 円 - 324 円) を**普通預金の増加**として処理し、振込手数料 324 円を**支払手数料**として**費用処理**します。

売掛金の回収に関する問題は、第 111 回の間 1や第 130 回の間 4でも出題されているので、あわせてご確認ください。

4. 固定資産の購入に関する問題です。

建物や車両、備品、土地などの固定資産を購入したさいに、不可避免的に発生した費用（付随費用）は**購入原価に含めて処理**します。本問の「**搬入・設置費用 ￥ 10,000**」も、購入原価に含めて処理しましょう。

$$\text{購入代価} = 2 \text{ 台} \times @400,000 \text{ 円} = 800,000 \text{ 円}$$

$$\text{付随費用 (搬入・設置費用)} = 10,000 \text{ 円}$$

$$\text{購入原価} = \text{購入代価 } 800,000 \text{ 円} + \text{付随費用 } 10,000 \text{ 円} = \mathbf{810,000 \text{ 円}}$$

なお、商品売買取引以外で発生した未払債務 500,000 円 (=810,000 円 - 310,000 円) は、**未払金**で処理します。うっかり買掛金で処理しないように気をつけてください。

- ・商品売買取引に伴い発生した未収債権・未払債務 → 売掛金・買掛金
- ・商品売買取引以外で発生した未収債権・未払債務 → 未収入金・未払金

固定資産の購入に関する問題は、第 100 回の間 5や第 101 回の間 4、第 106 回の間 1、第 109 回の間 3、第 113 回の間 3、第 116 回の間 2、第 118 回の間 2、第 123 回の間 3、第 128 回の間 5、第 129 回の間 2、第 132 回の間 3、第 139 回の間 2、第 145 回の間 4、第 148 回の間 4、第 150 回の間 1でも出題されているので、あわせてご確認ください。

5. 所得税の源泉徴収に関する問題です。

会社が源泉徴収した所得税は、原則として徴収した日の翌月 10 日までに納付しなければなりません。

ただし、給与の支給人員が常時 10 人未満で、源泉所得税の納期の特例の申請を行っている場合は、半年分ずつまとめて納付することができます。

- ・1月から6月までに源泉徴収した所得税：7月10日までに納付
- ・7月から12月までに源泉徴収した所得税：翌年1月20日までに納付

今回はこの特例に関する問題ですが、適用要件の人数や納付期限は税法の世界のお話なので覚える必要はありません。源泉徴収時に計上した預り金勘定と現金勘定を使って処理することが分かればOKです。

☆参考・給料支払時の仕訳 ※説明の便宜上、6か月分をまとめています。

(借) 給料 ***** / (貸) 普通預金 *****
(貸) 預り金 240,000

★解答仕訳

(借) 預り金 240,000 / (貸) 現金 240,000

所得税の源泉徴収に関する問題は、第100回の間3や第101回の間3、第102回の間4、第106回の間5、第109回の間2、第117回の間4、第121回の間2、第128回の間4、第130回の間3、第131回の間4、第140回の間4、第142回の間2、第145回の間5でも出題されているので、あわせてご確認ください。